



地デジに関する相談窓口の開設について

地上デジタル放送に関する特設の相談窓口を次のとおり開催します。
地デジについてわからないことなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

場 所	期 日	時 間
文化センター	11月22日(月)・11月24日(水)	9:00～12:00
役場1階ロビー	11月29日(月)・12月1日(水)	10:30～16:30
四季彩	11月30日(火)・12月2日(木)	10:30～16:30
赤崎漁村センター	12月3日(金)	10:30～16:30

【～戸別訪問(無料)について～】

2011年7月に現在視聴しているアナログ放送が終了し、地上デジタル放送へと完全移行します。この地上デジタル放送を視聴するためには、地上デジタル放送対応のテレビ又はチューナー等が必要となります。また、アンテナ工事等も必要となる場合があります。

高齢者の中には、地デジへの対応方法等が判らないという方も多いことから、デジサポでは地デジの準備が出来ていないお宅を戸別訪問し、地デジの準備の仕方について、親切なアドバイス、サポートを無料にて行います。戸別訪問をご希望される場合は、まず、デジサポへお電話ください。

戸別訪問実施期間 平成22年11月～平成23年2月

- 問い合わせ先 デジサポ熊本(総務省 熊本県テレビ受信者支援センター) ☎096-312-5615
総務課企画財政班 ☎78-3111(219)

父子家庭等への児童扶養手当支給認定請求の経過措置について

平成22年8月1日より、父子家庭の方に対して、児童扶養手当の支給がはじまりました。

8月1日現在において、支給要件に該当している方が、平成22年11月30日までの間に請求の手続きをとった場合、8月分から遡って支給される経過措置があります。

【支給要件】

児童扶養手当法の一部改正に伴い、次のいずれかに該当する児童を監護し、生計を同じくする児童の父に対し、児童扶養手当が支給されます。(公的年金受給中の場合等請求できない要件があります。)

- ・父母が婚姻を解消した児童・母が政令で定める程度の障害の状態にある児童・母が死亡した児童
- ・母の生死が明らかでない児童・その他(母が引き続き1年以上遺棄している児童等政令で定める者)

【児童扶養手当額】 ※請求者の所得額に応じた支給額となり、所得制限等もあります。

全部支給(月額) 41,720円 一部支給(月額) 9,850円～41,710円

第2子(月額) 5,000円加算 第3子以降1人につき(月額) 3,000円加算

※請求方法等、詳しくは役場住民課福祉班までお問い合わせください。

問い合わせ先 住民課福祉班 ☎78-3113(116)

宝くじ助成事業でコミュニティ活動備品を整備

コミュニティの健全な発展を図ることを目的としたコミュニティ助成事業により、上下門地区に厨房設備やテーブル、テント等の整備を行いました。この、コミュニティ助成事業は宝くじ普及広報事業費を財源として財団法人自治総合センターが助成決定を行うもので、今後の上下門地区の益々の活性化が期待されます。



宝くじは
豊かさ築く
チカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。